

まだ設置していないの？

# あなたと家族の命を守る 住宅用火災警報器

設置が**義務化**されてから**10**年以上経過しました！

## 住宅用火災警報器 ってなに？

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱をいち早く感知し、火災の発生を警報音や声で知らせてくれるものであり、住宅火災から生命を守る切り札です。

火災を感知した警報器だけ警報を発する単独型と、全ての警報器と連動する連動型があります。（連動型:1ヶ所で火災を感知すると、家中に設置してある警報器が一斉に素早くお知らせするものです。）



国の検定制度に適合し、合格表示が付されたものを購入しましょう！

住宅用火災警報器

## 住宅用火災警報器の ここがスゴイ！！

- ★万が一のときでも、警報器があれば、いち早く火災を知らせてくれます。
- ★火災から速やかな避難、通報、初期消火が可能になります。
- ★音や音声で近所や通りがかりの人が火災に気づいてくれます。
- ★命を助けてくれる物が比較的安価に購入することができます。

全国の住宅火災100件あたりの死者数  
(H26~H28)

火災警報器  
設置なし

14.4人

火災警報器  
設置あり

8.8人

39%減

消防庁資料より

**注意**

※消防職員等を装った、悪質な訪問販売の被害が報告されています。

**悪質販売にはご注意ください。**



裏面へ！

# どこに設置するの？

## ○必ず設置するところ

**寝室** 寝室が複数あれば、それぞれに設置してください！

**階段** 寝室のある階の階段上部に設置してください！

## ○設置をオススメしているところ

**台所** 台所は任意設置となっています。



## ★住宅用火災警報器の取付を無料で行っています。

無料で取付支援を受けることができる世帯

- ・65歳以上の方、若しくは身体障害者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯。
- ・自ら住宅用火災警報を設置することが困難である世帯。

取付支援にあたってのお願い

- ・取付支援は住宅用火災警報器本体の購入を補助するものではありませんので、申請する方の負担にて住宅用火災警報器本体を購入し、事前に用意してください。
- ・取付の際は立会いをお願いします。

申請方法

- ・申請書を埼玉東部消防組合ホームページ、もしくは最寄りの消防署等で取得し、必要事項を記入後申請してください。申請書を郵送する場合は、事前に消防署等にお問合せください。

# 既に設置している方へ



**10年で  
交換！**

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です！

**10年を目安に交換することをお奨めします。**

**交換したら！**

本体の側面などに、油性ペンで「設置年月」を記入しましょう！



**記入例**  
設置年月 2018年11月

# 定期的に作動確認しましょう！

ボタンを押す、またはヒモを引いて定期的に作動確認をしましょう！

※春と秋の火災予防運動時期には作動確認をしましょう！

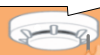
## 正常の場合

「正常です」というメッセージか、火災警報音が鳴ります。

ピーピーピー



ピーピーピー  
火事です



## 音が鳴らない場合

電池がきちんとセットされているかご確認してください。それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」が疑われます。

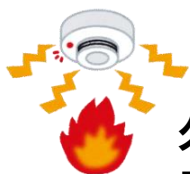
しーん



...



お問合せ



**埼玉東部消防組合 ☎0480-21-0119**

久喜消防署 ☎0480-21-0190

加須消防署 ☎0480-61-0119

幸手消防署 ☎0480-42-9119

白岡消防署 ☎0480-92-1800

杉戸消防署 ☎0480-33-0119

宮代消防署 ☎0480-34-0119